

食育基本法第十七条

都道府県は、食育推進基本計画を基本として、該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

第3期奈良県食育推進計画  
基本方針（案）

1. 健康づくりを推進するための食育

生活習慣病予防、健康増進の観点から、一人ひとりが必要な知識や技術習得し、健全な食生活を自ら主体的に実践できるよう、目的と対象を定めた食育を推進する。

2. 次世代の健全な食習慣獲得のための食育  
(子どものための食育)

全ての子どもが健全な食に関する知識や実践力を身につけられるよう、学校を中心とした発達段階に応じた教育と運動した食育を充実する。

3. 奈良県の食の魅力向上のための食育

食が持つ、楽しみや文化的・精神的な豊かさ持てることができるよう、県産物や郷土料理 など魅力的な食を広く発信し、次世代に継承する食育を推進する。

4. 食育を支える食環境づくり

食に関する正しい情報を的確に得られる環境、健康的な食が身近に入手できる環境を整備するとともに、身近な地域で県民の食育を支援する人材の確保・育成等に取り組み。

第3次食育推進基本計画（国計画）  
食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進

2. 学校・保育所等における食育の推進

3. 地域における食育の推進

4. 食育推進運動の展開

5. 生産者と消費者と交流の促進、環境との調和のとれた農林漁業の活性化

6. 食文化継承のための活動への支援等

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

